

ベク職の販売について

—同治二〜三（一八六三〜一八六四）年のベクの任命を事例として—

河野敦史

はじめに

「ベグ」とは、原義的にはテュルク系言語において「首長」・「支配者」を意味する称号である。本稿で扱う清代のタリム盆地周縁オアシス地域（現在の中国新疆ウイグル自治区南部、清朝は当該地域を「回部」あるいは「回疆」と呼んだ）においては、テュルク系ムスリムの有力者を清朝の官吏として任用するベク（伯克）制度下の官職としてベクの名が用いられた。清朝が回部を征服する以前のホージャ（イスラーム聖者裔）時代においては、「ベグ」が支配層的な身分であったと考えられており、清朝からベク職に任用されたテュルク系ムスリムの有力者の多くもこの系譜に連なる可能性がある。ただし、あくまで清朝が彼らに与えたのは官職としてのベク職である。つまり、ベク職に任用された者が「ベグ」身分の出身者であった可能性は高いが、ベク制度が清朝によって運営された官制である以上、ベク職に任用される者は「ベグ」身分の出身者に限られな

った。その事を如実に示す事象が本稿で扱うベク職の販売である。清朝は乾隆二十四（一七五九）年にタリム盆地周縁オアシス地域を征服し、ベク制を敷いて間接統治を行った。各都市に駐在する清朝の大臣の監督を受けながら、現地の有力者は三品〜七品のベク職を与えられて、任地の行政に当たった。しかし、咸豊年間以降になると、太平天国の乱鎮圧などのため清朝の財政が悪化し、新疆軍政を支えていた中国内地からの支援金（協餉銀）が途絶した。回部の清朝官僚は増税やベク職の販売などを行って、回部統治の継続を試みたが、同治三年に起こったクチャのムスリム蜂起を契機として、清朝の回部統治は急速に崩壊していく。本稿において、清朝による回部統治がまさに崩壊へと向かっていく同治二年から同治三年を、主要な分析対象の時代とする。

先行研究との関係

ベク制度の概観を早くに提示したのは、羽田（一九八二〜八〇）

八二頁)⁽³⁾の研究である。次いでホージャ時代における身分としての「ベグ」と清朝統治下における官職としてのベク職との違いを指摘したのが、嶋田(一九五二・七〇〜七八頁)の研究である。この両者の研究によって、清朝統治下のベクについて基本的な輪郭が示されたと言える。さらに、ベク制度について詳細な分析を加え、その大要を明確に提示したものが佐口(一九六三・一〇三〜一九二頁)の研究である。佐口は、ベクの職名、人数、給与、品級、印章、職掌、任免などに関する規定を検討するとともに、またベクが帯びた権力の性格などについても分析を加えた。この後のベク制度研究は、佐口の成果を基点としつつ、各研究者が独自の分析や修正を加えて発展してきた面が大きい。佐口の研究と同様にベク制度について広く分析を加えた研究として、劉(一九六五・三五三〜四〇一頁)、林(一九八八・六八〜一九九頁)、苗(一九九五・二四〜八三頁)、王(二〇〇三・一一〇五〜一五八頁)、王(二〇一一・六七〜八〇頁)の研究がある。

このような佐口の研究に対して補正を加えたのが、堀(一九七九・一〜三六頁)の研究である。ベクの職種名と職掌の一致を論じた佐口に対し、堀は十九世紀中葉にはベクの職種名と実際の職掌が分離し、清朝としては職種名には何の意味も認めておらず、問題は官品の上下であったことを明らかにした。その後、堀はさらに研究を深化させ、ベクに任用された人物の経歴に分析を加えることを示した⁽⁴⁾。さらに、小沼(二〇〇七・三九〜五九頁)の研究が、ベク制度の創設の経緯を明らかにしている。

上記のようなベク制度そのものに注目した研究のほか、清朝統治下のベクに注目した様々な研究が為されている。

清朝とベクとの関係に注目した研究としては、Fecher(一九七八・七八頁)やNewby(一九九八・二七八〜二九七頁)の研究がある。Fecherは、清朝統治下においては有力者でもベク職に就任するためには清朝側からの任命が必要となるため、伝統的な有力者層の指導的な立場が弱まり、清朝が非宗教的な権威の源泉となったことを指摘している。Newbyは、ムスリムであるにも関わらず異教徒である清朝の権力に依存するベクのあり方に注目した上で、結局のところ清朝の行政府からも、現地のムスリムからも十分には信用されることのなかったベクの姿を見出している。

地域社会とベクとの関係性に注目したうえで、彼らの権力の性質を分析した研究としては、真田(一九八三・四三七〜四五八頁)の研究がある。真田は、本城回避(出身地への任用の回避)の適用される上位のベクを「非土着伯克」とし、回避を適用されずに出身地において任用された下位のベクを「土着伯克」とした上で、清朝権力を背景として都市の行政を担う「非土着伯克」と長年の農業生産活動を通じて築いた私的権力により土着の地域社会を支配する「土着伯克」との間に対立があったことを指摘し、現地オアシス社会の権力構造の輪郭を明らかにした。また近年、真田は清朝による回部征服期から統治初期にかけて起こったベクによる反乱、ベクたちによる権力抗争に分析を加え、オアシス社会の権力構造について、さらなる究明を試みている。

清朝によるベクの管理に関しては、邢(二〇一三・二六八〜七二

頁)の研究があり、邢は、清朝が司法による規制を通じてベクの違法行為を抑えて管理していたことを論じている。

ベクと隊商交易についての研究としては、小沼(二〇一六・一八三(二二)〜一七七(二八)頁)及びOnuma(二〇一八・五〇〜五五頁)があり、小沼(Onuma)は、ベクが隊商交易の事務を管轄し、その交易に関わる諸権利の掌握に努めたとしている。

本稿で議題とするベク職の販売に関わる先行研究としては、以下のような研究がある。まず、ベク職の販売について、早くに言及したのはHamada⁽⁶⁾であろう。Hamada(一九八二・七一頁)は『ターリーヒ・アムニヤ』⁽⁷⁾に基づいて、『Rustam Beg』という人物が二〇〇〇ヤンブーでヤルカンドのハークム(都市の行政長官)を任されたことに言及している⁽⁸⁾。次いで、堀(一九九七・一五〜一六、二〇頁)が、檔案史料(清朝の行政文書)を利用して同治二年にヤルカンドの三品ハークム・ベクに単独推薦されたルスタム(如斯塔木Rustam)の経歴を紹介したうえで、Hamadaと同様にルスタムがヤルカンドのハークム・ベク職を二〇〇〇ヤンブーで入手したことについて言及し、清朝支配の初期からの世襲的有力者ではない在地の新興勢力の登場を指摘している⁽⁹⁾。

そして、Kim(二〇一六・一三五〜一三六、一五六〜一五七頁)は、清朝支配初期にはベクの経済的な貢献に対する褒賞としては銀や茶などの物品が与えられることが多く見られ、行政官職が与えられることは稀であったこと、そして道光年間に政策転換が見られ、財物の寄付者に対してベク職や官品の賞与が行われるようになったことを指摘したうえで、同治年間の状況については、中国内地の混

乱による銀の流入の途絶と回部現地の清朝当局の対応について論じている中で、ベク職が販売⁽¹¹⁾に出されたことにも言及している。

また、清朝当局に対するベクの経済的な貢献について研究した張(二〇一八・三四〜四二頁)は、ベクが城壁の修理や河川工事などの公共事業的な仕事において、必要となる金銭や食料を用意して、清朝当局に対して貢献を示したことを論じている。その中で、咸豊年間から同治三年におけるベクたちによる軍費の捐納にも言及している。また道光年間から、清朝当局に対して経済的な貢献(金銭や食料の提供など)を示したベクたちに対して、頂戴(官帽の天辺につける宝石)や翎子(官帽につける羽飾り)の授与、そして高位のベク職への優先的任用が行われたことを述べ、道光年間よりベクによる財物の供出と清朝による栄典の授与やベク職への任用とが関連づけられていたことを示している。

以上に述べてきたように、ベク制度そのものの大要は明らかにあっており、また清朝統治下におけるベクの様々な側面についても研究は深化されてきた。また本稿の議題に関しても、ベク職の販売の実施及び金銭によってベク職を入手した人物の存在、また道光年間以降については財物の供出とベク職への任用とに関連があることも、すでに先行研究において示されているのである。

しかし、ベク職が実際にどのような形式を経て金銭を出した者へと提供されたのか、また、ベク職の販売と当時の任命規定との関係については、十分に論じられてこなかった。そこで、本稿においてはベク職の販売に分析を加え、当時有効だった任命規定との整合性も含めて、考察を加えることとする。

史料について

本稿で主として使用した史料は漢文史料である。編纂史料としては、清朝の政治に関する記事が年代順に編纂された『清実録』、回部の行政上に生じた事例を集めて編纂された『回疆則例』、奏稿（上奏文の写し）などを、檔案史料としては『上諭檔』（咸豊～同治朝）や『軍機処檔摺』などを利用した。特に台湾の国立故宫博物院図書文献館所蔵の『軍機処檔摺』〇八九三四三号、〇八九三四五号、〇九五二八七号、〇九五二九九号、〇九五三〇一号、〇九五三〇三号は、ベク職の販売が行われていた回部統治崩壊直前の同治二年から同治三年にかけて、ベクに推薦された候補者の履歴清單（履歴書）であり、この履歴清單と同治朝の『上諭檔』に見られるベクの任命の記録を対照することで、ベク職に任用された者を特定し、その人物の履歴に分析を加えることで、同治年間のベク職の販売について考究を加える。

テュルク語史料としては、ムッラー・ムーサーの『ターリーヒ・ハミーデー』⁽¹³⁾を利用する。

第一章 ベクの任命規定の変遷について

同治年間のベク職の販売について検討する前に、当時有効だったと考えられるベクの任命規定を特定するために、ベクの任命規定の変遷について確認しておきたい。

(一) 先行研究において示されているベクの任命規定の変遷

先行研究（佐口一九六三・一四八～一五六頁、劉一九六五・三九三～三九五頁、王二〇〇三・一三六～一四一頁、王二〇〇一・七五～七八頁、楊二〇一二・一二〇～一二三頁）においては、以下のようなベクの任命規定の変遷が示されてきた。

・回部征服後の乾隆年間にベクの任命規定が定められる。

←

・ベクの任命規定が嘉慶年間に最初の編纂が行われた『回疆則例』にまとめられる。⁽¹⁴⁾

←

・ジャハンギール（カシュガル・ホージャ家白山党のホージャ）の侵入事件後の善後に当たった那彦成の道光八（一八二八）年の改革案。

しかし、道光八年における那彦成の改革案が、その後も継続されたのかは明らかではない。まず、早くにこのような変遷過程を示した佐口（一九六三・一五三頁）も、那彦成の改革案が厳密に実行されたかは不明と指摘している。また、苗（一九九五・三二～三三頁）は上奏文に見られるベクの候補の人数が那彦成の改革案と合わないと述べている。⁽¹⁵⁾さらに、潘（二〇〇六・九五～九八頁）によれば、那彦成の失脚後に、長齡と玉麟がさらなる善後策を実施している。

このため、那彦成の回疆善後策によるベクの任命規定の改革案が、

その後も採用されたか否かは確認の必要がある。以下、ベクの任命規定の変遷を確認していききたい。

(一) 乾隆・嘉慶年間のベクの任命規定

清朝支配の初期におけるベクの任命規定は、乾隆二十七年（一七六二）年から乾隆二十八（一七六三）年にかけて整えられ、おおよそ以下のような形となった。まず、五品以上のベクの任免については上奏して皇帝の裁定を仰ぐこととなった。とくに主要都市の三四品のハーキム・ベク、イシクアガ・ベク（副長官、ハーキムの次官）の二職については候補者を列記して上奏する必要があった。六品以下のベクについては、現地の大臣が任命し、その結果を年末にまとめて報告した。⁽¹⁶⁾

次いで、嘉慶朝におけるベクの任命規定は、嘉慶十七（一八一二）年に完成した『回疆則例』の原修本に載せられたものと考えられるが、筆者が利用した道光二十三（一八四三）年完成の現修本においては、道光年間の改訂が反映されており、嘉慶年間の原例は知り難い。⁽¹⁷⁾しかし、『大清会典』より嘉慶期のベクの任命規定を知ることができる。まず、主要都市の三四品のハーキム、イシクアガ・ベクの二職については、第一候補と第二候補の案を立てて、任命を上奏して求める。一部の四五品のハーキム、イシクアガ、ハザーナチ（租税の徴収を担当）、シャン・ベク（現物納の徴収を担当）については、各都市の大臣から報告を受けた参贊大臣が検査をしてから任命する。その他のベクは、各都市の大臣が選んで候補として任用し、年末にまとめて上奏する。⁽¹⁸⁾

以上のように、乾隆年間から嘉慶年間におけるベクの任命規定において、候補者を立てた上で任命を上奏する必要があったのは、主要都市の三・四品のハーキム、イシクアガ・ベクという、一部の限られた上位のベク職であった。

(三) 那彦成の改革案と『回疆則例』におけるベクの任命規定との相違
道光六（一八二六）年から道光七（一八二七）年にかけて回部の西半を占拠したジャハーンギールの侵入事件の後に、善後策に当たった那彦成は、道光八年にベクの任命に関しても改革案を出した。まず、三〜五品のベクについては、以下のような提案をしている。なお、引用史料中の「」内は筆者の注記であり、へ」内は筆者による訳文の補足である（以下、他の引用文中においても同様）。

今後各城で三品から五品に至るベクのポストが空いたら、本城大臣から先にできるだけ尽力し傷を受けもしくは家族を殺された人、次にできるだけ殉職した人の子孫、次にできるだけ尽力した名門を調べて明らかにし、そのうえその人物が事務を処理できるかどうかを観察して一つ一つ細かに明らかにして、内地の制度のとおり四項目を立てた台帳を作る上で、一つ目には功績、二つ目には年功、三つ目には人物、四つ目には家柄について、事実を注記して確かな評価を提出し、昇進するべき任命するべき人四、五人を書きだして咨文に添えて（参贊大臣に）發送し、参贊大臣がその昇進するべき人員を検査するのをもた、在官年数三年を経るとい例を定めてこの資格を満たしたものを

はそこではじめて推薦を許可することを求め、もし偽りやごまかしがあればただちに論駁と調査を行い、もし再審査で怪しいところが無ければそのまま各都市の大臣がもともと送ってきた評価のとおりと書面に認めて一名の人員を任命することを陛下が決定することを上奏して求めるようにする。⁽²⁰⁾

また、六く七品ベクについても、以下のように提案している。

六七品ベクと金頂回子のポストが空いた場合もまた弊害が無いとすることはできない。また今日の六七品ベクとはつまり他日のハーキム・ベクである。より一層〈その人選を〉慎重にしな
いということは許されない。各都市の大臣より、詳細に〈人材を〉選抜して、在官年数を満たして昇進するべき〈人〉と任命するべき人を調査して報告するのにもまた四項目を立てた台帳を作り、三、四人を状況により判断して保証推薦して、参贊大臣に咨文を送り〈参贊大臣が〉検査して任命する。そのベクたちの職務はいくぶん小さいので、前例のとおり任命し、上奏する必要はなく、理藩院に咨文によって説明して〈理藩院の〉審査を求める。⁽²²⁾

以上のように、三く五品のベクについては四く五人の候補を出して上奏し、その任命を求めること、六く七品ベクについては、三く四人の候補を各都市の大臣が推薦し、参贊大臣が検査して任命することを提案しているのである。皇帝の裁可を求めるに当たり、候補

者を挙げる必要のあるベク職が五品以上とされたわけである。候補者の推薦を要求される上位のベクについても、従来は第一候補（擬正すなわち、こちらが長）と第二候補（擬陪すなわち、こちらは副）を挙げるだけであり、実質上は大臣が擬正とした候補が推されているのが明らかであった。この点を改善し、大臣の意向がベクの人事に対して過度に反映されないようにすることが、複数人の候補者推薦を求める那彦成の改革案の意図であったと思われる。

ところで、那彦成の改革案がその後も継続されたのであれば、道光二十三年に完成した『回疆則例』においても、同様の記載が見出されるはずであるが、以下に示すように、内容の完全な一致は見出し難い。『回疆則例』には、

改訂

回疆各都市のベクを任命する上で〈ベクの大小によって〉上奏、咨文、迴避の区別をする。

一つ回疆の三品から五品に至るベクのポストが空けば、参贊大臣から第一候補と第二候補の案を立て任命を上奏して求め、みな本城のハーキム・ベクと各城莊のハーキム、インクアガ・ベクはすべて本籍を迴避させて、六品以下のベクのポストが空けば、各当該の都市の大臣から〈参贊大臣〉に呈文をもって報告し、参贊〈大臣〉は部に照会して任命し、〈推薦された〉人員はその検査に送られる必要はなく、前例のとおり本籍を迴避する必要はない。⁽²³⁾

とあり、候補者を挙げて上奏したうえで皇帝の裁可を求める必要のあるベク職が五品以上という点は、那彦成の改革案と同様であるが、候補者の人数が第一候補と第二候補の二人であるという点は、四、五人の候補を必要とする那彦成の改革案とは一致しない。上奏文で候補者を挙げて任命するベク職が五品以上という点については、那彦成の改革案の趣旨が引き継がれているのであろうが、候補者の人数については改訂が加えられたと見るべきであろう。

(四)「長齡等奏」によるベクの任命規定

先に挙げた『回疆則例』の内容とはほぼ符合する規定を探してみると、『宣宗実録』に、

今後三品ハーキム・ベクの九つのポストと各大都市のハーキム、イシクアガ・ベクは従来のまま本籍を迴避させ、三品から五品に至るベクのポストが空けば、みな参贊〈大臣〉から第一候補と第二候補の案を立て、任命を上奏して求める。その各城荘の六品以下のベクのポストが空けば、みな本処を迴避する必要はなく、当該の大臣から第一候補と第二候補の案を立てて〈参贊大臣に〉咨文をもって懇請し、参贊〈大臣〉は部に照会して任命する上で、〈候補の人を〉検査に送る必要はない。

とある。この規定の載る上奏は「長齡等奏」⁽²⁵⁾となっており、長齡らによる上奏であったことが知られる。そこで、長齡の奏稿を確認してみると、同内容の規定が見出されるのである。⁽²⁶⁾さらに、この上奏

は、道光十一年九月二十八日（一八三二年十一月二日）の日付で、揚威將軍長齡と伊犁將軍玉麟の共同上奏であることを知ることができ⁽²⁷⁾る。

つまり、『宣宗実録』に見える前記のベクの任命規定に関する上奏は、那彦成の回疆善後を批判した長齡と玉麟によるものであり、『回疆則例』に見えるベクの任命規定も、長齡と玉麟が行った再度の回疆善後の結果が、改訂として反映されたものと推定できる。

さらに、長齡らの上奏は、三、五品ベクの候補を推薦する際に引かれており、例えば『慶固奏稿』⁽²⁸⁾に、

道光十一年に揚威將軍長齡らの明白な上奏を経て、今後は三品から五品に至るベクのポストが空いたら、参贊〈大臣〉から第一候補と第二候補の案を立て任命を上奏して求めるということ⁽²⁹⁾になっており、長くその通りに処理してきた。

とあり、この道光十一年の長齡らの上奏とは内容からして、長齡と玉麟の共同上奏に他ならない。このような引用は、清朝の回部統治がいったん崩壊する同治三年のベクを任命する上奏文⁽³⁰⁾にも見られることから、道光十一年から同治三年までの三十三年間、三、五品ベクを任命する規定として上奏文に引かれていたと考えられる。

以上のことから、同治年間にベク職の販売が行われていた時期においても、道光十一年の長齡と玉麟の共同上奏に由来するベクの任命規定がなお有効であったと言える。

第二章 ベク職の販売について

(一) ベク職の販売へと至る経緯とその実態

新疆軍政を支えていた中国内地からの支援金である協餉銀は、太平天国の乱が起ると、継続することができなくなった。⁽³¹⁾ 咸豊三(一八五三)年以降、協餉銀の回部への輸送はほとんど行われなくなり、同治年間に至っては全く途絶した。⁽³²⁾ 回部の清朝官僚は資金調達のために、臨時の増税やベク職の販売に踏み切った。⁽³³⁾

このような状況を端的に表す事例としては、カシユガルについて『穆宗実録』に、

本日、また奎英らの上奏によれば、「カシユガルの軍費の不足は非常に大きく、そして甘肅省は時間を長くのばして〈協餉銀を〉送ってこず、現在すでにベクヤムスリムが真心を述べて「捐納している」、ということであった。当該の都市のベクヤムスリムが、喜び勇んで公事に励んではいるが、わずかに官兵の月給は、かろうじて捐納を勧め募っての補充に頼ってばかりであり、どうして長く持たせることができようか。かつまた民の財力もはや尽きても、官吏がそのまま〈捐納の〉強制的な割り当てを行い、弊害が増加するのを心配する。⁽³⁴⁾

とあり、軍費不足に対応するために、カシユガルの現地清朝当局が、ベクヤムスリムに捐納を募ること⁽³⁵⁾で、かろうじて官兵に月給を支給していた状況が看取できる。テュルク語史料である『ターリーヒ・

ハミーデー』の記述では、兵隊たちに給与を与えることができなかった清朝の官吏たちが官位を売りに出し、その結果として従来⁽³⁶⁾のベクたちが落ちぶれていったとされている。このような状況を述べた後、著者ムッラー・ムーサーは、以下のような事例を挙げている。すなわち、『ターリーヒ・ハミーデー』に、

「トルファン人のアフリードゥン・ワン・ベギムはヤルカンドのハーキムであり、ムハンマド・アミン・ワン・ベギムはイシクアグであった。ある罪によってアフリードゥン・ワン・ベギムを退けて、ホタン人のルスタム・ベグという人から二〇〇〇ヤンブーを取って、彼をヤルカンドのハーキムにした。ルスタム・ベグはもともとムハンマド・アミン・ワン・ベギムの前で馬の手綱を引いて走り回る仕事をする使用人の立場を誇り、『これが自分にとって名譽にして誇りである』と知っていた人であった。ムハンマド・アミン・ワン・ベギムは、(ヒタイの官吏たちが)このような人を『お金を出した』ということでワンたる人の上にハーキムとし、ワンたる人をイシクアグの官職に立てて、その勤めにあてがったことを恥と⁽³⁷⁾思って、『このようにして生きるより死んだ方がはるかに良い』と言って、自殺した』という話がある。また、クチャ人のミールザー・イスハーク・ワン・ベギムとミールザー・アフマド・ワン・ベギムの使用人であったクチャ人のクトルク・ベグはカシユガルのハーキムであった。彼の弟のサイード・ベグは一五〇〇ヤンブーを出してアクスのハーキムとなった。

とある。文中のアフリードゥン・ワン・ベギムは清朝側の史料に見えるトルファン郡王の阿普哩敦⁽³⁸⁾ (Afrudin' 阿克拉依都とも記される)、ムハンマド・アミーン・ワン・ベギムは郡王品級の邁瑪第敏 (Muhammad Amin) に比定できる。なお、「ワン・ベギム」は「我が王ベク」の意であり、清朝から王爵を与えられたベクを指している。

つまり、両者ともに清朝から世襲の王公爵を与えられた回部王公であり、清朝統治体制下における回部の貴顕と言ってよい人物である。ヤルカンドのハーキム・ベクであったアフリードゥンとその次官たるイシクアガ・ベクであったムハンマド・アミーン⁽⁴⁰⁾の在任期間は約六年間(咸豊三〜八年)ほど重なっており、文中の人物に当たることが疑いない。アフリードゥンは、銀二万余両の借金返済のためにムスリム住民への銀兩割り当てを行ったとされ、同治元(一八六二)年に解任された。文中の「ある罪」とはこの事を指すものと思われる。そして、ルスタム・ベグは如斯塔木⁽⁴²⁾ (Rustam) に当たる。ルスタムは、同治二年にヤルカンドのハーキム・ベクに任命された。⁽⁴³⁾

ところで、ムハンマド・アミーンは咸豊九(一八五九)年にホタンのハーキム・ベクに任命されている。⁽⁴⁴⁾そして、彼は同治二年に病死した。⁽⁴⁵⁾没年がルスタムのハーキム・ベク就任の年と同年であることには注意を要するが、『ターリーヒ・ハミーディー』の記すようにルスタムの次官としてムハンマド・アミーンが彼の下位に甘んじた状況が出現したとは、やや考え難い。おそらく、上記に引用した

記述には、若干の誇張が含まれているのではないかと思われる。

また、文中のミールザー・イスハーク・ワン・ベギム及びミールザー・アフマド・ワン・ベギムは郡王の伊薩克 (Isaq) と愛瑪特 (Ahmad) の父子に当たる。「ミールザー」の語は、アミール・ザーダの省略形であり、アミールの子孫であることを意味する。クトルク・ベグは庫吐魯克 (Qutluq) に、サイード・ベグは薩依提 (Saidu) に当たる。クトルクは咸豊九年にカシュガルのハーキム・ベク⁽⁴⁶⁾に、サイードは同治二年にアクスのハーキム・ベクに任命された。⁽⁴⁷⁾ただし、クトルクがイスハーク父子の使用人であったか否かは確認が取れない。

おそらく、『ターリーヒ・ハミーディー』の記述は、多少の誇張を含みつつも、以前は爵位を世襲する王公一族が任用される傾向にあった主要都市のハーキム・ベク職に、従来の世襲王公ではない人物が任命されたことを記しているであろう。

注目されるのは、ルスタムが二〇〇〇ヤンブー(約十萬兩)を、サイードが一五〇〇ヤンブー(約七萬五千兩)を出している点である。この兩名については、捐納に関する記録がある。『同治朝上諭檔』に、

同治二年八月初七日(一八六三年九月一九日)に、内閣は(以下のような)上諭を頂き、「景廉らはムスリムやベクが軍費を捐納したので(彼らを)激励することを請願することについて上奏した。ヤルカンド三品ハーキム・ベクのルスタムが軍費ブル錢一万串を捐納した。アクス三品ハーキム・ベクのサイード

が軍費一万両を捐納した。さらにそのうえ公事に励んでいる。みな理藩院に委ねて、手厚く昇進を審議させる」、ということであった。⁽⁴⁹⁾

とあり、ルスタムは軍費ブル錢一万串(串は千文。一万串は一千万文に相当)⁽⁵⁰⁾を、サイドは、軍費一万両を捐納しているのである。

『ターリーヒ・ハミード』と『同治朝上諭檔』に見える両人の拠出額は必ずしも一致しないが、金銭を拠出してハキムとなる行為は、清朝側の制度でいえば捐納に当たるものと考えられる。

ベクの任命に関して軍費を捐納するという行為は、少なくとも同治元年までには始まっていたようであり、『穆宗実録』に、

以前に英蘊の上奏によれば、「カラ・シャフルのコルラ三品ハキム・ベクのポストについては、アブド・アッラシードを第一候補として(任命を求め)、軍費銀五百両を捐納したことを公然と表明し、アクス四品イシクアガ・ベクのポストについては、ムハンマド・アブドゥッラーの転任を求め、軍費銀一千両を捐納することを望んでいることを公然と表明し、すでに相ついで(軍費を)額どおりに領収した」、ということであった。これは欠員の出たポストへの任命のために捐納しているのである。近ごろ、あろうことが改めることが難しい悪習となっている。その他に捐納を強制して私腹を肥やす等の弊害があるのを心配する。⁽⁵²⁾

とある。この記述からすれば、先行研究によって言及されてきたベク職の販売の実態とは、欠員の出たベク職への任用を求めて軍費を捐納することであったと考えられる。

ただし、捐納はいわゆる「売官」と違い、得られるのは官職そのものではなく、所定のポストへの任官資格であって、捐納することによって必ずそのポストに就けるものではなかった。⁽⁵³⁾そのため、清朝中央もこの回部におけるベク職への任用をめぐる状況を、「欠員の出たポストへの任命のために捐納している」として、その弊害を気にかけていた。

しかし、ベク職への任用に際して軍費の捐納が行われるという事態は、回部の清朝当局がムスリム蜂起に直面する同治三年まで見られるのである。

(二) 同治二年から同治三年にかけてのベクの任命と軍費の捐納

同治二年から同治三年にかけて、ベクに推薦された候補者の履歴清單である『軍機処檔摺』〇八九三三三三号、〇八九三四五号、〇九五二七号、〇九五二九九号、〇九五三〇一号、〇九五三〇三号に見られる候補者の履歴のうち、第一候補(擬正)とされた者の経歴の末尾には多くの場合、「報捐軍餉〇〇両」すなわち「〇〇両の軍費を捐納した」という文言が見られ、両年のベクの任命を『同治朝上諭檔』で確認すると、たいいていの場合、軍費を捐納した第一候補がベクに任命されている。⁽⁵⁴⁾履歴清單と『同治朝上諭檔』に基づき、これらベク職へ任命された者たちを列挙すると、以下のようなになる。なお、任命年/人名/任命されたベク職/捐納した軍費の額(捐納

の無い場合は「なし」とした)の順番に記した。

- (一) 同治二年／素皮呢雅斯／葉爾羌五品帕提沙普伯克／プル三百五十串
- (二) 同治二年／伊斯堪達爾／葉爾羌五品密圖瓦里伯克／なし
- (三) 同治二年／阿布都薩依都／葉爾羌伙什喇普莊五品阿奇木伯克／プル三百五十串
- (四) 同治二年／胡達巴爾底／葉爾羌托果斯鉛莊五品阿奇木伯克／プル三百五十串
- (五) 同治二年／庫爾班／葉爾羌哈爾噶里克莊五品阿奇木伯克／プル三百五十串
- (六) 同治二年／阿布都希里普／葉爾羌舒克舒莊五品阿奇木伯克／プル三百串
- (七) 同治二年／托胡呢雅斯／葉爾羌鄂普爾莊五品密喇普伯克／なし
- (八) 同治二年／吐密爾／阿克蘇拜城五品伊什罕伯克／プル三百串
- (九) 同治二年／托胡塔／喀什噶爾四品伊什罕伯克／なし
- (一〇) 同治二年／塔依爾／和闐所屬哈喇哈什莊四品阿奇木伯克／プル一千串
- (一一) 同治三年／呢雅斯／和闐三品阿奇木伯克／銀一万両
- (一二) 同治三年／阿布拉／和闐塔克努拉莊四品阿奇木伯克／銀八百両
- (一三) 同治三年／巴海／喀什噶爾塔斯渾莊五品密喇普伯克／銀四百五十両

- (一四) 同治三年／愛吉／庫車五品噶雜納齊伯克／銀三百両
- (一五) 同治三年／坤都斯／英吉沙爾五品伊什罕伯克／銀八百両
- (一六) 同治三年／愛木爾／布古爾五品商伯克／銀一百五十両
- (一七) 同治三年／哈色木／葉爾羌奎里鐵列木莊五品柯柯克雅勒克伯克／プル一百五十串
- (一八) 同治三年／邁瑪底敏／葉爾羌和爾罕莊五品阿奇木伯克／プル一百五十串
- (一九) 同治三年／那斯爾／喀什噶爾罕愛里克莊五品阿奇木伯克／銀一千両
- (二〇) 同治三年／愛孜木沙／和闐四品伊什罕伯克／銀一千五百両

以上のように、ベクに任命された二〇名のうち一七名が軍費の捐納をしており、ベク職への任命に際して軍費を捐納するという行為が、広く行われていたことを確認できる。これら一七名の中でも、軍費の捐納によって初めてベク職を得ているという点で、特徴的な事例として、(一九)として示したナースィル(那斯爾 *Nasir*) という人物を挙げることができる。同治三年にカシュガル(ハーンアリク)の五品ハーキム・ベクに任命された三品頂戴花翎ナースィルの経歴は『軍機処檔摺』〇九五二八七号に見える。この履歴清單によれば、ナースィルはクチャ出身であり、当時は二十六歳であったという。この履歴に見える彼の功績と、その功績に対する清朝側の賞与を抽出して簡略に示すと以下のようである。なお、年次／功績／賞与の順に示した。

咸豊五年／功績…賊匪滋事、遇賊打仗出力〔賊が騒動を起こし、賊

と遭遇して戦って尽力）

／賞与…賞給六品頂戴藍翎〔六品頂戴藍翎を褒美として与える〕

八年／功績…監修喀什噶爾城工出力〔カシユガルの城壁の工事を監督して尽力）

／賞与…賞給五品頂戴花翎、以七品伯克缺出即補〔五品頂戴花翎を褒美として与え、七品ベクのポストに欠員が生じれば直ちに任じる〕

九年／功績…捐輸軍餉出力〔軍費を捐納して尽力）

／賞与…賞換四品頂戴、以五品伯克缺出儘先即補〔四品頂戴に換えることを褒美として許し、五品ベクのポストに欠員が生じれば優先して任じる〕

十一年／功績…賊匪滋事、打仗出力〔賊が騒動を起こし、戦って尽力）

／賞与…賞換三品頂戴、以四品伯克缺出即補〔三品頂戴に換えることを褒美として許し、四品ベクのポストに欠員が生じれば直ちに任じる〕

同治元年／功績…賊匪滋事、打仗出力〔賊が騒動を起こし、戦って尽力）

／賞与…以三品伯克缺出儘先即補〔三品ベクのポストに欠員が生じたら優先して直ちに任じる）

三年⁽⁵⁶⁾／功績…報捐喀什噶爾軍餉銀一千兩〔カシユガルの軍費銀一千兩を捐納した〕

以上のように、ナースィルが最初にベクへの任用資格を得たのは、咸豊八（一八五八）年に七品ベクへの任用資格を与えられた時のことであり、その後も清朝当局への貢献を続けているのであるが、彼に与えられるのはベク職そのものでなく、品級は上がっているものの、「ベクのポストに欠員が生じれば直ちに任じる」といったようなベク職への任用資格であり続け、彼の任用資格はベク制度のもとでムスリムが任用され得る最高の地位である三品ベクのものとなり、同治三年になって軍費を捐納することで、ようやく五品ハーキム・ベク職を得たのである。最初にベクへの任用資格を得てから六年が経過しており、彼の経歴はベク職を得ることの難しさを物語っている。

このナースィルの出身についてはクチャのムスリムであるということ以外には、親の情報なども知り得ない。この事から、彼が少なくとも、上位のベク職に代々任命されるような人物を親に持つ、有力な家系の出身でなかったことが推測される。おそらく、彼は、堀（一九九七：二〇頁）がその登場を指摘している、清朝支配の初期からの世襲的有力者ではない新興勢力の一人であったろう。

また、ナースィルの経歴の中で功績として評価されている行動を抽出してみると、賊との戦いにおける軍功、城壁の工事における貢献、軍費の捐納の三つの要素を見出せる。このうち、軍費の捐納については「銀一千兩」として直前に納付した具体的な金額が記されている。直前に納めた金額とベク職への推薦が直結するような履歴の書き方が為されていることが看取される。

以上の検討から、ムスリム蜂起直前におけるベクの任用の在り方について、以下のような結論を得ることができる。

すなわち、ベク職への任用を捐納によって直接的に得る行為は、清朝中央から悪習として警戒されていたから、回部の清朝官僚は、軍費の捐納については候補者の履歴清単に功績として記し、軍費の捐納を行った人物については、あくまで第一候補として推薦する形をとることによって、軍費の捐納者に対するベク職の提供とベクの任命規定との整合性を保っていたと見られる。

おわりに

本稿においては、とくに道光年間以降のベクの任命規定の変遷について検討したうえで、『軍機処檔摺』に残るベクの候補者の履歴清単を利用して、ベク職の販売に考究を加えた結果、以下のことが明らかになった。

第一に、同治年間にベク職の販売が行われていた時期においても、道光十一年の長齡と玉麟の共同上奏に由来するベクの任命規定がなお有効であったことを確認した。

第二に、先行研究によって言及されてきたベク職の販売の実態とは、欠員の出たベク職への任用を求めて軍費を捐納し、当該のベク職への任用を得る行為であったと考えられる。

第三に、カシュガルのハーンアラク荘の五品ハーキム・ベクに任命された三品頂戴花翎ナースィルの履歴清単を検討した結果、彼が軍功や捐納によってベクへの任官資格を獲得し、実際に五品ハーキム・ベクに任命された際にも軍費の捐納を行っていることを確認す

ることができた。清朝支配の初期からの世襲的有力者ではない新興勢力の一人と目される人物がベク職を獲得している事を明らかにした。

第四に、回部の清朝官僚は、軍費の捐納については候補者の履歴清単に功績として記し、軍費の捐納を行った人物については、あくまで第一候補として推薦する形をとることによって、軍費の捐納者に対するベク職の提供とベクの任命規定との整合性を保っていたと見られる。

本稿で扱ったベク職の販売は、清朝の回部統治がまさに崩壊する寸前に起こった末期的な一現象に過ぎない。しかし、ベク職の販売が実施されていたということは、清朝によるベク制度の導入から約一世紀が過ぎた同治二〜三年において、ベク職に任用される者が身分としての「ベグ」の系譜に連なる者たちとは限らず、金銭の提供者もベク職を得ることが可能になっていた事を如実に示している。

清朝の間接統治体制の中で、回部のテュルク系ムスリム社会にも様々な変容があったと思われるが、身分秩序の変容について考察を加えていくうえで、本稿の成果は裨益するものがあると考えられる。

謝辞・本稿、とくに第二章には日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号26・5331）の成果が含まれております。

文献リスト

漢文史料

『軍機処檔摺』・『軍機処檔摺』、国立故宫博物院図書文献館所蔵。

『回疆則例』：欽定回疆則例、賽尚阿等奉勅撰、道光二十二年、東京大学東洋文化研究所藏。

『慶固奏稿』：『慶固奏稿』、全国図書館文献縮微複製中心、二〇〇四年。

『清代新疆稀見奏摺匯編（道光朝卷）』：『清代新疆稀見奏摺匯編（道光朝卷）』、馬大正、吳豐培主編、新疆人民出版社、一九九六年。

『大清會典』：『欽定大清會典（嘉慶朝）』、托津等奉敕纂、文海出版社、一九九一年。

『咸豐朝上諭檔』、『同治朝上諭檔』：『咸豐同治兩朝上諭檔』、中國第一歷史檔案館編、廣西師範大學出版社、一九九八年。

『那奏議』：『那文毅公（彥成）籌劃回疆善後奏議』、那彥成撰、章佳容安輯、文海出版社、一九六八年。

『平定準噶爾方略』：『平定準噶爾方略』、傅恒等奉勅撰、中國西北文獻叢書編輯委員會、一九九〇年。

『穆宗實錄』：『大清穆宗毅（同治）皇帝實錄』、華文書局、一九七〇年。

テュルク語史料

『伊米德史（察合台文）』：毛拉・穆薩・本・毛拉・文薩・和卓・賽拉米（著）

『伊米德史（察合台文）』甘肅省古籍文獻整理編譯中心（編）二〇〇六『西北少數民族文字文獻』第四卷（中國西北文獻叢書二編・第四輯）北京：線裝書局。

Tarīkh-i ħamīdī : Jarring Collection, Prov. 163 (Mulla Musā bin Mulla' Isā Khwāja Sayrānī, *Tarīkh-i ħamīdī*).

中国語文獻

陳炳光 一九八七『清代辺政通考』、亞洲考古叢刊第五輯（四五）、台北：南天書局（再版一九八一；初版一九三四）。

林恩顯 一九八八『清朝在新疆的漢回隔離政策』台北：台灣商務印書館。

劉義棠 一九六五『伯克制度研究』『國立政治大學學報』一一：三五三～四

〇一頁。

毛拉木薩 二〇一三『毛拉木薩・賽拉米（著）、艾力・吾甫爾（訳注）二〇一三『伊米德史』苗普生（主編）』清代察合台文獻訳注』烏魯木齊：新疆人民出版社、二一三～五三八頁。

苗普生 一九九五『伯克制度』烏魯木齊：新疆人民出版社。

米爾瓦特 一九九四『二七五九—一八六〇：新疆白銀生命線』馬大正主編『西域考察與研究』烏魯木齊：新疆人民出版社、二六三～二七二頁。

潘志平 二〇〇六『浩罕國与西域政治』烏魯木齊：新疆人民出版社。

王東平 二〇〇三『清代回疆法律制度研究（一七五九—一八八四年）』哈爾濱：黑龍江教育出版社。

王力 二〇一〇『清代治理回疆政策研究』北京：民族出版社。

王欣 二〇〇五『回疆則例研究』『中國边疆史地研究』一五（三）：三〇～三九頁。

許大齡 一九六八『清代捐納制度』香港：龍門書店（再版：初版一九五〇）。邢雷 二〇一三『試論清代回疆的法律控制与伯克管理』『新疆大學學報（哲學・人文社会科学版）』四一（一）：六八一～七二頁。

楊軍 二〇一〇『清代新疆地区法律制度及其變遷研究』北京：民族出版社。

張伯國 二〇一八『清代回疆公共事務中伯克報効及其問題』『西域研究』二一：三四～四二頁。

ウイグル語文獻

Mulla Musa 2007 : Mulla Musa Sayrami, *Tarīkh-i ħamīdī*, Nāshrqa tāyariñghuchi: Anwar Baytur, Beyjing: Millāhār Nāshriyati, 2007 (重印)。

英語文獻

Bellev, H. W. 1875, "History of Kashghar," Forsyth, T. D. *Report of a Mission to Yarkand in 1873*, pp. 106—213, Calcutta: The Foreign Department.

Fletcher, Joseph 1978, "Ch'ing Inner Asia c.1800," John K. Fairbank ed. *The Cam-*

- bridge History of China 10, pp.35-106. Cambridge: Cambridge University.
- Kim, Hodong. 2004. *Holy war in China: The Muslim Rebellion and State in Chinese Central Asia, 1864-1877*. Stanford: Stanford University Press.
- Kim, Kwangmin. 2016. *Borderland Capitalism: Turkestan Produce, Qing Silver, and the Birth of an Eastern Market*. Stanford, California: Stanford University Press.
- Milward James. 1998. *Beyond the Pass: Economy, Ethnicity, and Empire in Qing Central Asia, 1759-1864*. Stanford, California: Stanford University Press.
- Newby, Laura J. 1998. "The Begg of Xinjiang: Between Two Worlds." *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 61 (2), pp.278-297.
- Onuma, Takahiro. 2018. "Political Power and Caravan Merchants at the Oasis Towns in Central Asia: The Case of Alishahr in the 17th and 18th Centuries." Onuma Takahiro and David Brophy, Shimmen Yasushi. Eds. *Xinjiang in the Context of Central Eurasian Transformations*. pp.33-57. Tokyo: The Toyo Bunko.
- フランス語文献
- Hamada, Masami. 1982. "L'Histoire de Hôlan de Muhammad Aïam (III)." *Zinbun* 18, pp.65-93.
- 日本語文献
- 小沼孝博 二〇〇七「ベク制度の創設——清朝公文書による東トルキスタン史研究序説」『内陸アジア史研究』二二、三九〇-三九九頁。
- 小沼孝博 二〇一六「中央アジア・オアシスにおける政治権力と隊商交易——清朝征服前後のカシュガリアを事例に——」『東洋史研究』七五(一)、二〇四(一)〜一七一(三四)頁。
- 片岡一忠 一九九一『清朝新疆統治研究』東京：雄山閣出版。
- 加藤直人 一九九一「欽定回疆則例」について」日本大学史学科五十周年記念事業実行委員会編『歴史学論文集』東京：日本大学史学科五十周年記念事業実行委員会、六一四〜六一七頁。
- 河野敦史 二〇一三「一八〇〜一九世紀における回部王公とベク制に関する一考察——ハーキム・ベク職への任用を中心に——」『日本中央アジア学会報』九、一九〇-四八頁。
- 河野敦史 二〇一七「ワリー・ハーンの侵入事件（一八五七年）とヤルカンド」『中央大学大学院研究年報 文学研究科篇』四六、四七〜六一頁。
- 小松久男、梅村垣、宇山智彦、菅谷知可、堀川徹編 二〇〇五『中央ユーラシアを知る事典』東京：平凡社。
- 伍躍 二〇一〇『中国の捐納制度と社会』京都：京都大学学術出版会。
- 近藤秀樹 一九六三(三月)『清代の捐納と官僚社会の終末(上)』『史林』四六(二)、八二〜一〇頁。
- 近藤秀樹 一九六三(五月)『清代の捐納と官僚社会の終末(中)』『史林』四六(三)、七七〜一〇〇頁。
- 近藤秀樹 一九六三(七月)『清代の捐納と官僚社会の終末(下)』『史林』四六(四)、六〇〜八六頁。
- 佐口透 一九六三「一八一〜一九世紀東トルキスタン社会史研究」東京：吉川弘文館。
- 真田安 一九七七『西域同文志』卷十二・十三「天山南路回部人名」一・三二について『白山史学』十九、二〇〜三四頁。
- 真田安 一九八三「創設期清伯克制からみたカシュガリア・オアシス社会」護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』東京：山川出版社、四三七〜四五八頁。
- 真田安 二〇一四「乾隆二五年カシュガル反乱——中央アジア・オアシス社会の権力構造の究明にむけて——」『中央大学 アジア史研究』三八・一四八(一)〜二二二(三七)頁。
- 真田安 二〇一六「カシュガリアにおける清朝征服期・統治初期のオアシス権力抗争——オアシス権力構造の究明——」『アクスウ・ウシユ・ヤルカンド「事件」の検討』高橋継男教授古稀記念、東洋大学東洋史論集』五〇三〜五三九頁。

嶋田襄平 一九五二「ホーチャ時代のベク達」『東方学』三、七〇〜七八頁。
羽田明 一九八二『中央アジア史研究』京都：臨川書店。

堀直 一九七九「清朝の回疆統治についての二、三の問題 ―ヤールカンドの史料の検討を通じて―」『史学雑誌』八八(三)、一〜三六頁。

堀直 一九八〇「清代回疆の貨幣制度 ―普爾鑄造制について―」『中嶋敏先生古稀記念論集(上巻)』東京：中嶋敏先生古稀記念事業会、五八一〜六〇二頁。

堀直 一九八七『歴史認識と歴史叙述』西川正雄、小谷汪之編『現代歴史学入門』東京：東京大学出版会、六一〜九一頁。

堀直 一九八八「エンヴェル・バイトゥル氏の近業」『ハミードイ史』について ―紹介と「序文」訳―『甲南大学紀要 文学編』七一、三〇〜四六頁。

堀直 一九九七『大木文書』の年次についての補論『内陸アジア史研究』二二、一三〜二二頁。

堀直 二〇〇三『大木文書』のベクたち ―北京第一歴史档案館所蔵史料との検証―『甲南大学紀要文学編』二一九、一〜三三頁。

- (1) 『中央ユーラシアを知る事典』四六二頁(「ベグ」の項目・新泉館)。
- (2) 本稿においては、清朝統治下においてテュルク系言語を話しイスラームを信仰したと考えられる人々(現在のウイグル人にはば相当する人々)をテュルク系ムスリムとして言及する。なお、清代の回部に関する漢文史料に見える「回子」、「回人」、「回衆」といった語は、基本的にテュルク系ムスリムを指す語である(佐口一九六三：五八九頁)。
- (3) なお、当該部分の初出は一九四四年(羽田一九八二：一四六頁)。
- (4) 堀二〇〇三：一〜三三頁。
- (5) 真田二〇一四：一四八(一)〜一二二(三七)頁；二〇一六：五〇三〜五三九頁。
- (6) ムッラー・ムーサーの記した歴史書。彼は、この書を一九〇三年に完

成した。題は「平安の歴史」の意であるが、内容はタリム盆地周縁オアシス地域に及んだ西北ムスリム大反乱の記録であり、大反乱以前の歴史、クチャのラシード・アッディーン・ホージャ政権の興亡、ヤークープ・ベク政権の成立から滅亡及び清朝の再征服について記述している(堀一九八七：六七頁)。

(7) ヤンプーは元宝銀のこと(Hanada 一九八二：七〇頁)。約五十両の銀塊だとすれば、二〇〇ヤンプーは十両両に相当することになる。

(8) Hanada 一九八二：七一頁。

(9) Kim (二〇〇四：三三三〜三四頁)も、官職の販売が行われ、ルスタムとサイドがハーキム・ベク職を購入したことに言及している。

(10) 堀一九九七：一五〜一六、二〇頁。

(11) Mihward (一九八八：三三九頁)にも、ベク職と明示しているわけではないが、回部の清朝当局が行った官職の販売についての言及がある。

(12) 『回疆則例』については、加藤(一九九一：六一四〜六二七頁)、王(二〇〇三：二六〜三六頁)、王(二〇〇五：三〇〜三九頁)、王(二〇一

一：一〇九〜一一頁)、楊(二〇一二：三二〜四七頁)を参照。

(13) 『ターリーヒ・アムニーヤ』の増補改訂版である『ターリーヒ・ハミードイ』は、ムッラー・ムーサーが一九〇八年に書き上げた歴史書である。題は「ハミード史」の意であり、オスマン帝国のカリフ、アブド・アル・ハミードにモグーリスターンが属することを銘記するために名付けられたもので、彼に献呈した形をとっている(堀一九八七：六六、八八〜八九頁；堀一九八八：三九頁)。

(14) 加藤(一九九一：六一五〜六一八頁)によれば、『欽定回疆則例』は回部の行政上に生じた事例を集めて編纂したものであり、嘉慶十七年に原修本が完成し、道光五(一八二五)年、道光十三(一八三三)年に改定が行われ、道光二十三年に現修本が完成した。筆者が利用したのは、加藤(一九九一：六二〇頁)が「a本」と呼んだ漢文本で、現修本である。

(15) ただし、苗(一九九五：三三頁)は、ベクの候補の人数以外の点では、

- 実際のベクの任命と那彦成の改革案とが、基本的に符合するとしている。
- (16) 『平定準噶爾方略』続編二一・二九 a、三〇 a 頁、乾隆二十八年五月壬申；佐口一九六三・一四八、一九九頁；真田一九七七・三〇〇、三二頁。
- (17) 『回疆則例』の嘉慶年間の編纂本は現在見られず、道光二十三年の現修本は普通に見られるという（加藤一九九一・六一八、六一〇頁）。
- (18) 回部に駐留する参贊大臣は、「総理回疆駐劄大臣」とも呼ばれ、回部のうち天山南路の八都市（カシュガル、ヤンギ・ヒサル、ヤルカンド、ホタン、ウシュ、アクス、クチャ、カラ・シャフル）を管轄し、参贊大臣の下にあって各都市の辦事大臣が軍政を担った（片岡一九九一・六六三頁）。
- なお、参贊大臣は当初カシュガルに置かれたが、乾隆三十一（一七六六）年にウシュに移され、さらに乾隆五十一（一七八六）年にカシュガルに戻された後、道光十一年よりヤルカンドに置かれた（楊二〇二二・九一、九二頁）。
- (19) 『大清会典』五三・一六 a、b 頁。
- (20) 『那奏議』七八・七 a、b 頁、道光八年六月二日。
- (21) 金頂回子は、官府の派遣に備えて銅製の頂戴を使用することを許されたムスリムの小頭目であり、ポストの定数が決まっている額設と、駐留している大臣の裁量で与えることができる虚銜との二種がある。もともとは臨時に任命され、事後に撤回されるものであったが、撤回されることがなくなり、そのために定数を超えて金頂回子が氾濫することになった。金頂回子は品級を与えられず、功労のあった場合には七品頂戴が与えられ、官職のポストに空きが出た場合には登用された（王二〇〇三・一三四頁）。
- (22) 『那奏議』七八・八 a 頁、道光八年六月二日。
- (23) 『回疆則例』二一・三 a、b 頁。
- (24) 『宣宗実録』一九九・一六 a、b 頁、道光十一年十月壬寅。
- (25) 『宣宗実録』一九九・一四 a 頁、道光十一年十月壬寅。
- (26) 『清代新疆稀見奏牘匯編（道光朝卷）』「長文襄公辦理善後奏議」…八三頁。
- (27) 『清代新疆稀見奏牘匯編（道光朝卷）』「長文襄公辦理善後奏議」…八〇頁。
- (28) 『慶固奏稿』は、全国図書館文献縮微複製中心の出版説明によれば、咸豐七年十二月から、咸豐八年十二月の間に清朝の中央政府へ送られた上奏文の奏稿であり、葉爾羌参贊大臣慶固なる人物の奏稿であるという。しかし、筆者が確認した限りでは、慶固なる大臣を見出すことはできなかった。おそらく、葉爾羌参贊大臣の慶英と暫辦大臣の固慶による連名の上奏文の奏稿が『慶固奏稿』であり、「慶英固慶」の連名を略して「慶固」と称しているのではないかと思われる。
- (29) 『慶固奏稿』…三八、三九頁、咸豐七年十二月十七日。
- (30) 『軍機処檔摺』〇九五三〇二号「奏請簡放和闐等城三四五品伯克由」。
- この檔案におけるベクの候補は、「軍機処檔摺」〇九五三〇三号「請補和闐喀什噶爾庫車英吉沙爾等城三四五品伯克各缺擬正陪十員（係〇九五三〇二号清單）」から知ることができ、この檔案に載る候補者の名前と同治三年三月二十七日付の上諭（『同治朝上諭檔』三・九五頁）で任命されているベクの名前は一致し、この檔案が同治三年のものであることは疑いない。
- (31) 米爾瓦特 (Miltard) 一九九四・三六〇、三六三頁。
- (32) 堀一九八〇・五九七頁。
- (33) 堀一九九七・二〇頁。
- (34) 『穆宗実録』六八・二九 a、b 頁、同治三年五月己巳。
- (35) 捐納は、官立学校の学籍をはじめ、官僚となるための任官資格、上位のポストへの昇進資格など、資格を販売することであり、また、捐納によって懲戒処分が軽減や解除、虚銜（皇帝の恩典としての名誉職）などの栄典を取得することができた（伍二〇一一・一、八四頁）。なお、清代の捐納については許（一九六八）（再版・初版一九五〇）、近藤（一九六三）（三月・八二、一〇一頁）、一九六三（五月）七七、一〇〇頁；一九六三（七月）六〇、八六頁、伍二〇一一）を参照。
- (36) 『伊米德史（察合台文）』…七七頁九行目、七八頁一行目。Tarihi:

- Janidi: 三二b頁一〇行目。Mulla Musa 二〇〇七: 一六〇頁六行目。一六一頁三行目。毛拉木薩二〇二二: 三九六頁二行目。二九行目。
- (37) 『伊米德史(察合台文)』七八頁一行目。八行目。Tarkhi-Janidi: 三二b頁一〇行目。三三a頁五行目。Mulla Musa 二〇〇七: 一六一頁四行目。二二行目。毛拉木薩二〇二二: 三九七頁一行目。八行目。
- (38) ア普哩敦は、清朝の史料によれば道光七(一八二七)年に「阿克拉依都(Aqadāy)」と改名したとされており、『清実録』などでは「阿克拉依都」の名で記されている(河野二〇一七: 五七頁、注の一)。
- (39) 回部王公の家系と爵位については、河野(二〇一三: 二二一、二九頁)を参照。
- (40) アフリドゥン(阿克拉依都)のハーキム・ベク在任期間については堀(二〇〇三: 二二頁)と河野(二〇一三: 三三頁)、ムハンマド・アミンのイシクアガ・ベク在任期間については堀(二〇〇三: 二二、三三頁)及び『慶固奏稿』(六一七、六二二頁、咸豊八年十二月二十八日)を参照。
- (41) 『穆宗実録』二五: 四五a、四七b頁、同治元年四月辛未。
- (42) 如斯塔木の経歴については、堀(一九九七: 一五、一六頁)を参照。
- (43) 『同治朝上諭檔』二: 一五五頁。
- (44) 『咸豊朝上諭檔』九: 六二頁。
- (45) 河野(二〇一七: 五八頁、注の四〇番)。
- (46) 『咸豊朝上諭檔』九: 五一、六頁。なお、清朝史料においてクトルクは庫図魯克とも記されている。
- (47) 『同治朝上諭檔』二: 一五五頁。
- (48) Balaw(一八七五: 二〇一、二〇二頁)は、ハーキム・ベクの地位に就く際にルスタムが大臣に約七二・六キログラムの金を賄略として送ったことを伝えている。このBalawの記述に注目したKin(二〇一六: 二五九頁、注の四五番)は、ルスタムを地主もしくは商人ではないかという推測を提示している。

- (49) 『同治朝上諭檔』二: 三六六頁。
- (50) 清朝統治下の回部における公定比率では、プル銭百文が銀一両に相当した(堀一九八〇: 五八九頁)。このルスタムの納付した金額に対してもこの比率が当てはまるとすれば、プル銭一千万文は、銀十両に相当し、二〇〇〇ヤンプー(約十両)という元宝銀の量とも矛盾しない。
- (51) 銀一両両という額は、明らかにサイードが出した一五〇〇ヤンプー(約七万五千両)という元宝銀の量と合わない。ただし、協餉銀の途絶により銀のプル銭に対する価値は相対的に高騰したから、当時の回部において銀一両両には額面以上の価値があった可能性もある。
- (52) 『穆宗実録』三七: 三三a、b頁、同治元年八月丙寅。
- (53) 伍二〇一: 一九頁。
- (54) 『同治朝上諭檔』二: 二九七頁; 『同治朝上諭檔』三: 九五頁。
- (55) ナースィル以外の一六名は、従来のベク職から昇進して、上位のベク職への任命を軍費の捐納によって得ている。
- (56) 原文には「此次」とあり、これは「今回」の意であるから、同治三年を指していると考えられる。